

行政相談を端緒とした改善要請

## 実態と異なる自動車の所有者登録の解消



総務省中部管区行政評価局(局長:竹中 一人[たけなか かずひと])では、右記の行政相談を端緒に自動車の所有者登録の実態等を調べるとともに、有識者で構成する行政改善推進会議(座長:稲垣 隆司[いながきたかし] 元愛知県副知事)に諮り、その意見を踏まえ、本日、富山運輸支局、石川運輸支局に対し、自動車購入者等に登録手続きの際の所有権設定を適切に行うよう注意喚起することが必要である旨のあっせんを行いました。

### 相談内容

石川県内の自動車販売店から一括払いで購入した車が能登半島地震で破損したため、廃車にすることにした。車は購入時から所有者は自動車販売店、使用者は私になっていたため、同店に廃車手続を依頼した。その後、地域福祉推進支援臨時特例給付金の自動車給付金(50万円)を申請するために運輸支局へ確認したところ、廃車(永久抹消)になっていなかった。自動車販売店に確認したところ、私の車は所有者が解体業者に変更され、永久抹消されていなかった。

自動車販売店に「廃車」を依頼したにも関わらず、その手続きが行われず、また、私が了解していないのに所有者の変更ができてしまうのはおかしいのではないかと。

※ 本相談は、令和6年7月に、当局の災害専用フリーダイヤルで受け付けたもの。その後、相談者からの求めに応じて、永久抹消登録がなされ、相談者は自動車給付金を受給している。

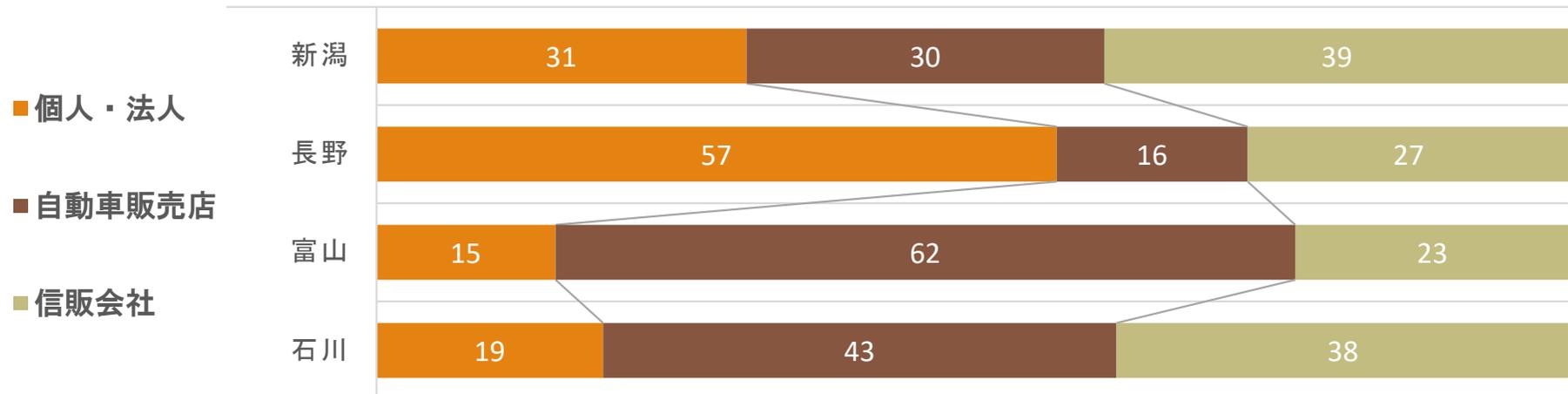
## 自動車登録に係る制度

- 自動車(軽自動車、二輪自動車を除く)の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない(道路運送車両法第5条)。
- 自動車の新規登録を受けようとする場合は、申請書に譲渡証明書又は自動車の所有権を証明するに足る書面(同法第7条)及び印鑑登録証明書の添付が必要(自動車登録令第16条)
- 所有者の変更があったときは、新所有者は15日以内に移転登録の申請をしなければならない(同法第13条)。
- 登録の審査において、運輸支局では、譲渡証明書及び印鑑登録証明書によって所有権を確認しており、売買契約書などの提出は求めている。

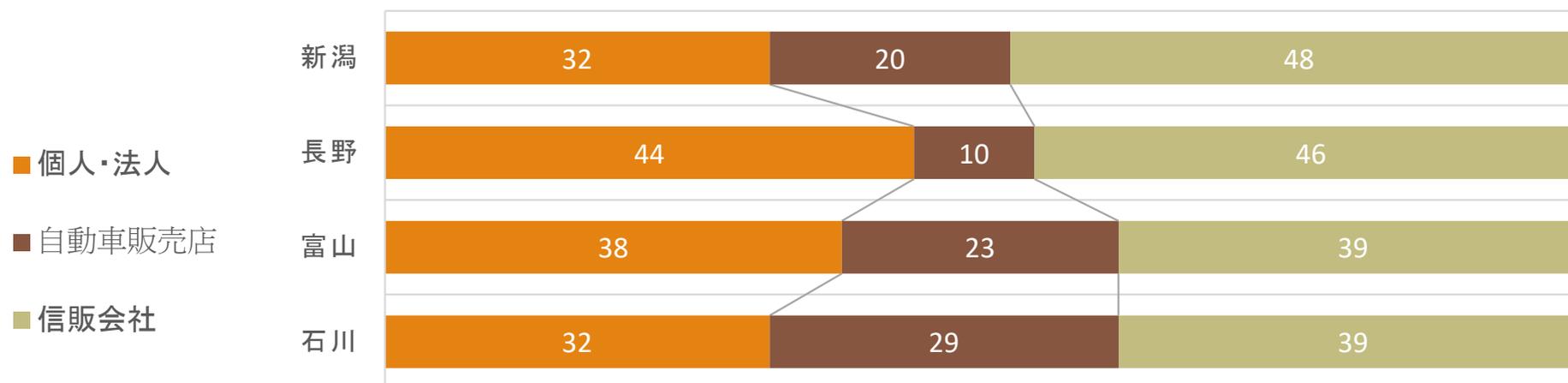
## 石川県地域福祉推進支援臨時給付金の自動車給付

- 地域福祉推進支援臨時給付金の自動車給付金は、能登地域6市町において、住宅に半壊以上の被害等が生じた、65歳以上の高齢者がいる世帯、住民税非課税世帯、家計急変世帯などに対し、地震前から所有している自家用車を地震後に廃車(永久抹消)した場合に、1世帯につき50万円が支給されるもの
- 登録上、所有者となっていない場合でも自賠責保険の証明書の添付等により自動車給付金は受給可能

## 北陸信越運輸局管内の4運輸支局における新規登録時の所有者の割合①(令和元年11月)



## 北陸信越運輸局管内の4運輸支局における新規登録時の所有者の割合②(令和6年11月)



### 新車購入者へのアンケート調査結果

- 石川県、富山県内の行政相談委員にアンケート調査を実施したところ、平成31年1月以降に新車を一括で購入した26名中、13名(50%)は登録上の所有者が自動車販売店となっていた。
- 購入時の説明状況については、「印鑑登録証明書を用意する手間が省ける。」、「車の買替えや廃車の時の手続きが簡便になる。」など、手続き上の負担を軽減できるとの説明を受けたとするものが4件、「説明を受けた記憶がない。」とするものが8件であった。

➡ 所有者を自動車販売店と登録することについて、十分認識していないユーザーが一定数存在

➡ 本件相談のように、本来の所有者の意思にそぐわない自動車の処分が行われ、公証による所有権の保護が図られない可能性  
実態を把握するために自動車販売店に対するアンケート等を実施 (次ページ)

## 自動車販売店へのアンケート調査結果

図1 新車を一括払いで購入した場合の自社名義登録の有無

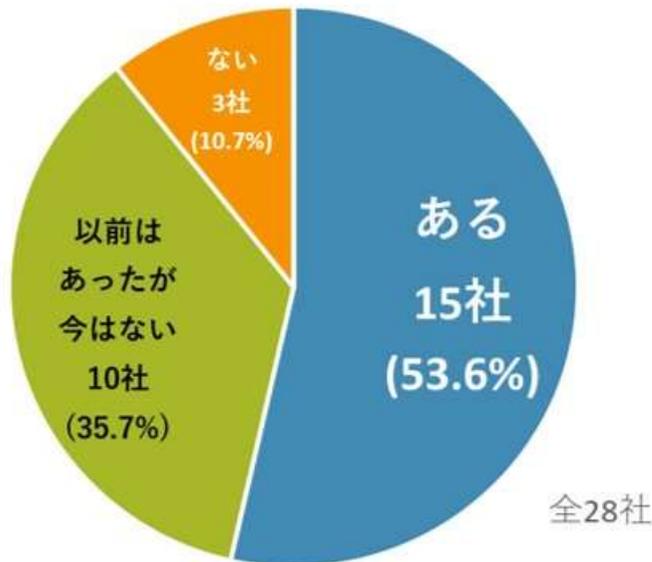


図2 自社名義登録を行っている15社における自社名義登録の割合

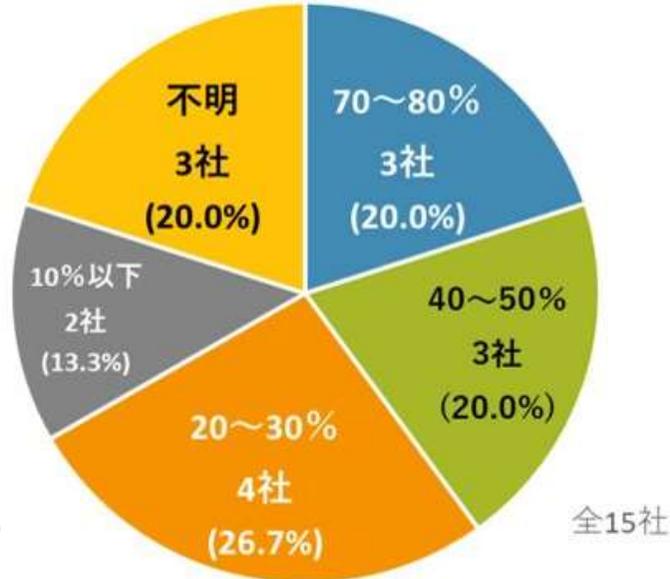
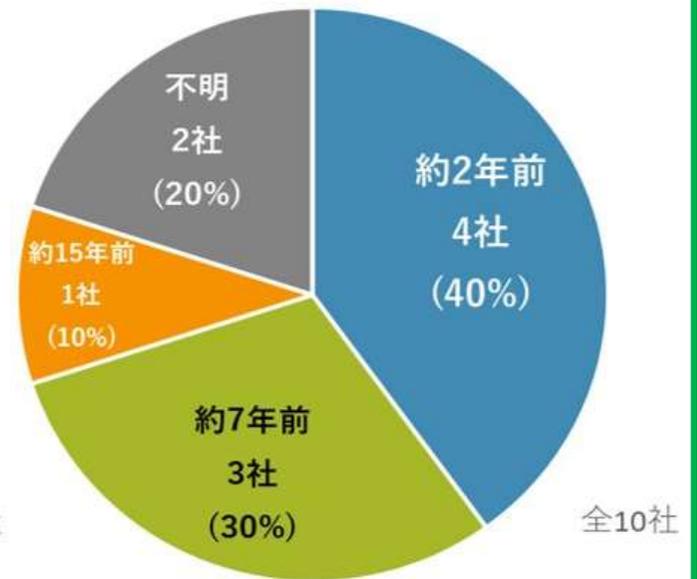


図3 自社名義登録の見直しを行った10社における見直しの時期



➡ 28社のうち15社で新車を一括払いで購入した場合に自社名義で登録することがあると回答  
見直しを行った社では「役員の指摘」「代金の入金時期の変更」を契機に自社名義登録を廃止

## 被災自動車の永久抹消登録がスムーズに行えなかった事例

- 北陸信越運輸局では、令和6年2月から6月にかけて能登半島地震において被災した自動車の永久抹消登録について、輪島市などの被災地に出向いて受付
- この出張受付で、自動車の永久抹消等の申請を行おうとした被災者は16名確認できたが、このうち9名は被災自動車の所有者が自動車販売店等と登録されており、所有者からの申請ではないとして、出張受付の会場で申請が受け付けられていなかった。
- これらの申請者については、後日、自動車販売店に依頼して、永久抹消又は移転登録に必要な書類を入手し、改めて申請することが必要

➡ 自動車販売店が登録上の所有者となっていることにより、被災者が支援施策を利用できず。

## 自動車登録の適正化に係る自動車販売店の主な意見

(自社名義登録について肯定的な意見)

- ・ 所有権登録のために、印鑑登録証明書を準備する手間や費用を負担に感じる顧客も少なくない。
- ・ 車検や納税上の不便はないため、新車を一括払いで購入した場合であっても、慣例として、所有者を自動車販売店とすることに抵抗を感じない顧客が多い。
- ・ 新車登録時のほか、買替え等の際にも印鑑登録証明書が不要となるため、所有者を自動車販売店とすることを希望する顧客が一定数存在する。自動車販売店側も自社名義登録のデメリットを思いつかない。

(自動車登録の適正化の推進を求める意見)

- ・ 自動車登録の適正化について、今以上にユーザーへの周知を行っていただきたい。
- ・ 県内では、自社名義登録がまだまだ見られるが、解消するべきであり、勉強会などが開催されるとありがたい。

## 行政改善推進会議の主な意見

- 道路運送車両法の趣旨を踏まえると、事実に基づき正しい所有者を登録すべきことは明らかではないか。
- 名義が自動車販売店のままだとデメリットがないという認識がユーザーにあるのではないか。デメリットを具体的に理解していただく取り組みが必要である。
- よく理解しないまま自動車の名義を自動車販売店にしているユーザーが少なからずいるようだ。正しく所有権が登録されないと、権利が法的に保護されないことを自動車販売店は顧客に説明すべきなのではないか。
- 事実に基づく名義登録を行い、権利関係の安定を図ることは、給付等の行政事務を的確に行う上で重要である。
- 今回の相談を契機として評価局の調査で明らかになった実態を踏まえ、適切に所有者の登録を行うよう、自動車販売店やユーザーに周知・啓発を図るべきである。

あっせん

- 自動車購入者等に対し、登録手続の際の所有権の設定を適切に行うよう注意喚起することを検討する必要がある。

## 関係行政機関(北陸信越運輸局)の主な意見

- 1 登録申請に添付する「所有権を証明するに足る書類」とは、譲渡証明書及び印鑑登録証明書であり、全国の運輸支局では、これらの書類をもって自動車の所有者を確認しているところ、売買契約書等の契約の形態等(リース・ローン)を示した書類の確認は行っていない。
- 2 自動車販売店と顧客の合意に基づき、自動車販売店を所有者として登録することは民衆の契約であり、それに基づき申請が行われている。このため運輸支局は民事不介入のため関与する立場にない。  
なお、土地や建物の登記においても同じことが言えると考えます。
- 3 さまざまな販売契約がある中で、法令上、現金一括で新車を購入する場合であっても必ずしも所有者として登録しなければならないということはない。双方の同意があり契約が交わされているのであれば法令違反を問うことはできない。そもそも道路運送車両法やその関係法令等において、一括払いで自動車を購入した者を自動車の所有者としなければならないという旨の条文はなく、「新車を一括払いで購入したにも関わらず、自動車販売店の名義で所有者登録が行われている状況の解消を目指す」というのが今回の貴局の目的であるならば、自動車販売店への啓発については、自動車の登録の適正化ではなく契約関係の適正化を求める内容となるため、弊局としては対応困難である。その件については、消費者保護に係る施策を所管している省庁へあつせんしていただきたい。

国土交通省としては民間の契約の結果として自動車の所有権を有している者について、(実印を押した)譲渡証明書及び印鑑証明をその挙証書類として、登録(=所有権の公証)を行っているに過ぎず、民間の契約の内容(支払い方法、所有権留保の有無など)に対して、是正を要求することはもちろん、意見をすることさえ不適切であると考えている。

## (行政相談とは・・・)

総務省の行政相談は、行政全般について国民からの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要なあっせん等を行い、その解決・実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組み

## (中部管区行政評価局行政改善推進会議)

中部管区行政評価局管内に申し出があった行政相談を端緒として、行政の運営に係るものについて、有識者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進することを目的として設置(令和6年4月1日に行政苦情処理委員会から名称を変更)。

構成員は次のとおり(令和7年3月1日現在)

### (座長)

稲垣 隆司(元愛知県副知事)

### (委員)

栗本 幸子(元(公財)あいち男女共同参画財団理事長)

島田 佳幸((株)中日新聞社論説主幹)

諏訪 一夫(名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授(元名古屋市総務局長))

中村 正典(弁護士(元愛知県弁護士会会長))

中村 昌弘(元名古屋銀行頭取)



総務省行政相談マスコット  
「キクーン」